YANMAR

ヤンマー艇オーナーさま向け

プレジャーボート総合保険

SUPERIOR スペリオール

ヨット・モーターボート総合保険

ver.2026.11

ヤンマー新艇割引制度あり

詳細は
P.1・2へ



ヤンマー保険サービス株式会社

ヤンマープレジャーボート総合保険

ヤンマー新艇オーナーの皆さまのための

ヤンマー新艇割引

保険料例

お見積り条件　船体：ヤンマーEX38A-HT　タイプ：時価タイプの場合

	従来の新規加入の場合	新艇割引適用の場合
船体：4,200万円	1,260,000円	1,008,000円
賠償責任：1億円	22,240円	22,240円
同乗者賠償責任補償：1億円	15,000円	15,000円
搭乗者傷害危険補償：1,000万円×10名	20,300円	20,300円
捜索救助費用補償：200万円	4,010円	4,010円
合計	1,321,550円	1,069,550円

上記ご契約例の場合

年間保険料が…

252,000円も

お安くなります

ご加入頂けるプレジャーボート

●総トン数20トン未満の非営業用モーターボート（帆走ヨットを含む）

※漁船、遊漁船、レース専用艇、旅客船等の業務・営業使用艇は対象となりません。
※営業用とは対価を得て人または貨物を運ぶ場合をいいます。
※船舶検査証の用途が「プレジャーボート」と表記されている船舶に限り、原則はヤンマー艇のみを対象にしております。

SUPERIOR スペリオール

2019年9月より、ヤンマーの新艇ご購入者さま限定で新たに導入いたしました。
船体保険料を通常価格よりも非常に割安にて加入いただくことが可能な制度です。

新艇割引の仕組み

スペリオールでは、船体保険部分の保険料について下記図のように等級制度を導入しております。
通常ご新規の場合、５等級からスタートするところ、ヤンマーの新艇割引に限って８等級からスタートすることができます。

■等級別料率（船体保険金額 1,000 円あたり）【ヤンマー艇の場合】

	割増				初年度	割引					
等級ランク	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級
料率(時価タイプ)	90円	60円	45円	39円	30円	28円	26円	24円	24円	22円	22円

通常ならここから

新艇割引ならここからスタート

船体保険の時価タイプとは主に新艇オーナーさま向けの契約タイプとなっており、事故発生に伴う船体修理金額に対する保険金請求について船体の時価額を限度として、新旧交換差益（※）を差し引く契約タイプとなります。保険金支払における詳細は P.3･4「船体の補償（船体条項）」を参照ください。
※新旧交換差益⇒部品交換において新品の部品へ交換した場合に船体の時価額を引き上げる部分となります。

●総トン数20トン以上のモーターボートで次の要件のすべてを満たしているモーターボート

・一人で操縦を行う構造であるもの
・長さが24メートル未満であるもの
・スポーツ、レクリエーションのみに用いられるもの（漁船や旅客船等の業務に用いられないもの）



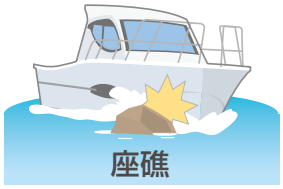
ヤンマー艇のオーナーさまに
充実の補償で大きなメリット!
万が一の事故や損害にそなえましょう

船体の補償（船体条項）

※船体の補償のみのご加入はできません。第三者への賠償補償とセットでのお引受となります。

補償内容　走行中、または保管中（係留・陸上）に沈没、座礁、座洲、衝突、火災、爆発、盗難その他偶然な事故によって被保険船舶（保険の対象である船舶）に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

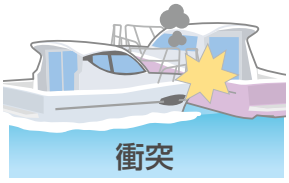
こんなときにお役に立ちます


座礁


エンジンオーバーヒート


沈没


盗難


衝突


浅瀬プロペラ曲損

さらにスペリオールならではの充実補償!

ヤンマープレジャーボート総合保険では、以下の損害についても補償されます。

●偶然な事故による…

「プロペラ、シャフト、ドライブユニット」に生じた損害

「エンジンの焼付」によるエンジン自体に生じた損害

◆保険金等をお支払いしない主な場合

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらに随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意による損害
・被保険船舶に存在する欠陥、さび、かび、腐敗、腐食その他自然の消耗
・故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない被保険船舶の電気的または機械的損害をいいます。）　等

※詳細は、別紙「重要事項のご説明」の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

◆船体の補償（船体条項）の対象範囲◆

保険の対象には船体（エンジンを含む）およびこれに定着・装備されている標準機器・装備品が対象です。
上記以外の付属機器は申込書に明記することで保険の対象となります。
付属機器の例：GPS、魚探、レーダー、暗視カメラ、スパンカー、アウトリガーなど
なお、釣竿や燃料等の消耗品は保険の対象となりませんのでご注意ください。
※詳細は、ご契約にあたっての注意事項（P.9）をご覧ください。

船体の補償（船体条項）に関わるご契約のタイプおよび保険金のお支払いについて

船体の保険（船体条項）では、支払われる保険金の算出方法に応じて、2つのタイプをお選びいただけます

①実損タイプ

修理の場合に、償却相当額※6を修理費から差し引かないで、保険金額を上限としてお支払いする保険金の額を算出します。

支払われる保険金の概要

$$\left(\text{修理費}^{※1} + \text{費用}^{※2} - \text{残存物価額}^{※3} - \underset{(10\text{万円})}{\text{免責金額}^{※4}}\right) \times \frac{\text{船体保険金額}}{\text{保険価額}} \times 90\%^{※5}$$

②時価タイプ

修理の場合に、償却相当額※6を修理金額から差引いて、保険金額を上限としてお支払いする保険金の額を算出します。

支払われる保険金の概要

$$\left(\text{修理費}^{※1} + \text{費用}^{※2} - \text{償却相当額}^{※6} - \text{残存物価額}^{※3} - \underset{(10\text{万円})}{\text{免責金額}^{※4}}\right) \times \frac{\text{船体保険金額}}{\text{保険価額}} \times 90\%^{※5}$$

※1：修理費とは次の合計額をいいます。
① 修理費
損害が生じた地および時において、被保険船舶を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。
② 曳航・運搬費用・仮修理費用
引受保険会社が船体保険金を支払うべき損害を被った被保険船舶を損害発生の地から最寄りの修理工場または引受保険会社の指定する場所まで曳航または運搬するのに要した費用、またはこれらの場所まで航行するために必要な仮修理の費用をいいます。
※2：費用とは保険契約者または被保険者が支出した次の費用をいい、収入の喪失は含みません。
① 損害防止費用
事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
② 権利保全行使費用
他人に損害賠償請求をする場合、その権利の保全および行使に必要な手続きをするために要した費用をいいます。
③ 盗難引取費用
盗難にあった被保険船舶を引き取るために必要であった費用のうち、曳航・運搬費用以外の費用をいいます。
※3：残存物価額とは、修理にともなって生じた残存物の価額となります。
※4：免責金額は、実損タイプ、時価タイプどちらのタイプにも適用されますが、全損事故の場合は、適用されません。
※5：縮小支払割合。
※6：償却相当額とは、修理に際し、部分品を交換したために被保険船舶全体として価額の増加を生じた場合その増加額をいいます。

■ 等級別料率制度について

※新艇割引の運営については、P.1・2をご覧ください。

<等級ランク別料率／船体保険金額 1,000 円あたり　ヤンマー艇の場合>

	割増				初年度	割引					
等級ランク	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	9等級	10等級	11等級
料率(実損タイプ)	135円	90円	68円	59円	45円	42円	39円	36円	36円	33円	33円
料率(時価タイプ)	90円	60円	45円	39円	30円	28円	26円	24円	24円	22円	22円

＊上表は令和8年11月1日以降の始期の内容をあらわしており、料率は変更される場合がありますので予めご了承ください。

1. 新規契約は5等級、割引は6～11等級、割増は1～4等級。割引の上限は11等級とします。
2. 1年間無事故の場合、次年度1等級アップします。
3. 保険期間内に事故を起こし、保険金を請求した場合、事故1件について次年度2等級ダウンします。

（注）・前契約の満期日より前に継続の手続きをお取りいただいた場合であっても、前契約の満期日までに事故が発生し、保険金を請求された場合は、継続契約の等級および保険料を訂正させていただきます。
・保険期間中に2回以上事故により保険金をお支払いしている場合や、毎年繰り返し事故を起こされる場合は、次回ご継続をお断りすることや、契約条件を変更させていただくこともございますので予めご了承願います。

● 船体の保険金額の設定目安について

新艇	2年目	3年目	4年目	5年目
購入価格	購入価格×85%	購入価格×70%	購入価格×55%	購入価格×40%

船体の保険金額は、船体の時価を基準に設定します。
上表を目安とし、使用頻度や保管状況、消耗状況により、調整します。

「自分は大丈夫」といった根拠のない自信は間違いのもとです。
万が一の事故にそなえる「賠償責任保険」加入は、
オーナーとしての最低限のマナーです。



第三者への賠償補償
（賠償責任条項）

対人賠償・対物賠償

補償内容

被保険船舶の所有・使用または管理に起因して、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊させたことにより法律上の損害賠償責任を負担することよって被る損害に対して保険金をお支払いします。
なお、衝突事故などで双方に過失がある場合には過失割合に応じた保険金のお支払いとなります。

こんなときにお役に立ちます



他人の船舶に衝突して相手船の乗船者を死傷させてしまった



漁船やプレジャーボート、貸物船などの他の船に衝突して船体や積荷に損害を与えてしまった



水上バイクと接触して相手を負傷させてしまった



マリーナにある施設（桟橋や補給設備）や航路標識、防波堤など港湾設備に損害を与えてしまった



誤って遊泳区域に入ってしまい遊泳者やダイバーと接触して死傷させてしまった



誤って漁網を切ってしまった

◇お支払いする保険金等

引受保険会社が支払うべき賠償保険金の額は、次の①から④までの合計額から免責金額を差し引いた額とします。ただし、賠償責任保険金額を限度とします。
また、上記のほかに⑤の費用の全額をお支払いします。ただし、1回の事故につき①の損害賠償金の額が、賠償責任保険金額を超える場合には、賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合を⑤の費用に乗じた額をお支払いします。

①損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等をいいます。また判決により命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。
なお、被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより、代位取得するものがある場合はその価額を控除します。

②損害防止費用 事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。

③権利保全行使費用 他人に損害賠償の請求をする場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用をいいます。

④緊急措置費用 事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

⑤争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

※示談代行サービスは付帯されておりません。予めご了承ください。

◆保険金等をお支払いしない主な場合

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらに随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
・被保険者船舶に搭乗している方に対する損害賠償責任
・被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任　等
※詳細は、別紙「重要事項のご説明」の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

◆保険料例

船体補償の有無 / 保険金額	船体補償（船体条項）ありのとき			船体補償（船体条項）なしのとき		
	50馬力以下	50馬力超100馬力以下	100馬力超	50馬力以下	50馬力超100馬力以下	100馬力超
1億円	8,290円	13,120円	22,240円	9,210円	14,580円	24,720円
3億円	9,600円	15,200円	25,760円	10,670円	16,890円	28,620円
5億円	10,030円	15,870円	26,900円	11,140円	17,630円	29,890円

◆同乗者賠償補償特約　オプション特約

補償内容 ：
第三者への賠償補償（P5）では被保険船舶に搭乗している方に対する損害賠償責任は補償されません。
操縦者（船長）に対する高額な損害賠償請求が行われた場合にそなえて、ご加入をお勧めします。

保険金をお支払いする場合 ：
被保険船舶（保険の対象である船舶）の操縦者が、同乗している搭乗者の身体を害することにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

保険金額	保険料
賠償責任保険条項の保険金額と同額（1億円限度）	15,000円

◆曳航費用補償特約　オプション特約

補償内容 ：
被保険船舶に損害が生じた場合において、損害を被った被保険船舶を損害発生の地から最寄りの修理工場または当社の指定する場所まで曳航または運搬するのに要した費用、またはこれらの場所まで航行するために必要な仮修理の費用を支払います。

保険金額	保険料
（一事故）3万円	2,310円



万が一のとき、ご自身と搭乗者のケガにそなえる

オプション特約

船長と同乗者のおケガに関する補償
（搭乗者傷害危険補償特約）

補償内容　被保険船舶（保険の対象である船舶）に搭乗している方が、急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。原則として船舶検査証上の定員数でご加入いただきます。

◇お支払いする保険金等

医療保険金 ・ 後遺障害保険金 ・ 死亡保険金
※医療保険金は治療実費をお支払いするものではございません。
※詳細については後述の搭乗者傷害危険補償特約に関するご案内をご参照ください。

船長と同乗者のおケガに関する補償（搭乗者傷害危険補償特約）に関わる保険金のお支払いについて

◇お支払いする保険金等

1. 医療保険金 … 傷害を被り、その直接の結果として、入院または通院した場合、1日につき1名あたりの傷害保険金額の1,000分の1を医療保険金としてお支払いします。
（事故の発生の日からその日を含めて180日が限度）
※医療保険金は治療費実費をお支払いするものではありません。

2. 後遺障害保険金 … 傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、その程度に応じて傷害保険金額の4%～100%に相当する額を後遺障害保険金としてお支払いします。

3. 死亡保険金 … 傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、1名あたりの傷害保険金額の全額を死亡保険金としてお支払いします。

※1～3の保険金は重複して支払いますが、支払いは負傷者1名について1名保険金額を限度とし、1回の事故で複数の者が傷害を受けた場合は、負傷者全員の合計について1事故保険金額を限度とします。

◆保険金等をお支払いしない主な場合

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらに随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
・被保険者の故意または重大な過失によって、その被保険者に生じた傷害
・酒に酔って正常な操縦ができないおそれがある状態で被保険船舶を操縦している場合に、その被保険者に生じた傷害　　等
※詳細は、別紙「重要事項のご説明」の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

注:搭乗人数は船舶の定員数を目安にお求めください。

搭乗人数（注）／1名あたりの保険金額	保険料					
	1名	2名	3名	4名	5名	6名
100万円	590円	1,000円	1,290円	1,490円	1,630円	1,730円
500万円	2,950円	5,000円	6,450円	7,450円	8,150円	8,650円
1,000万円	5,900円	10,000円	12,900円	14,900円	16,300円	17,300円

搭乗人数（注）／1名あたりの保険金額	保険料					
	7名	8名	9名	10名	11名	12名
100万円	1,780円	1,830円	1,880円	1,930円	1,980円	2,030円
500万円	8,900円	9,150円	9,400円	9,650円	9,900円	10,150円
1,000万円	17,800円	18,300円	18,800円	19,300円	19,800円	20,300円

オプション
特約



船長と同乗者の遭難に関する捜索救助費用
（捜索救助費用補償特約）

補償内容

被保険船舶に搭乗している方が遭難（行方不明を含みます。）したことによって、その捜索、救出もしくは移送する活動に対して支出した捜索費用に対して保険金をお支払いします。

船長と同乗者の遭難に関する捜索救助費用（捜索救助費用補償特約）に関わる保険金のお支払いについて

遭難の発生について

搭乗者の遭難が明らかでない場合において、搭乗者が行方不明となった時から 48 時間を経過してもなお消息が判明しなかったときは、保険契約者もしくは搭乗者の親族またはこれらに代わる者が警察署（水上警察署を含む）、海上保安庁等の公的機関、漁業組合、サルベージ会社または航空会社に対し、搭乗者の捜索を依頼したことをもって遭難が発生したものとみなします。

◇お支払いする保険金等

捜索活動に従事した方からの請求に基づき、被保険者が支出した捜索費用をお支払いします。

◆保険金等をお支払いしない主な場合

・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害およびこれらに随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた損害
・被保険者の故意によって生じた、その被保険者にかかわる損害　　等

※詳細は、別紙「重要事項のご説明」の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

◆保険料例

保険金額	保険料	保険金額	保険料
50万円	1,430円	300万円	5,150円
100万円	2,580円	500万円	7,150円
200万円	4,010円		

ご契約にあたっての注意事項

1.商品の仕組み

ヨット・モーターボート総合保険普通保険約款	＋	自動セット特約 （ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約です。）	＋	任意セット特約 （ご契約時にお申出があり、引受保険会社が引き受ける場合にセットされる特約です。）

2. 保険期間

保険期間は 1 年間となります。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

3.保険料

保険料は、保険金額、保険期間等によって決まります。詳細は代理店 ・ 扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料については、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

4.保険料の払込方法

- 保険料は、初回保険料を口座振替により払込みいただく場合など、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払込みください。保険料の払込みがない場合は、保険期間が始まった後であっても、始期日から代理店 ・ 扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。
- 保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。一時払保険料が 20 万円未満のご契約で分割払を選択された場合、一時払に比べて保険料が割増となります。

5.満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金 ・ 契約者配当金はありません。

6.解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件によりご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

●船体保険金額をお決めいただく際のご注意点

船体保険金額の設定につきましては、次の点にご注意ください。詳細は代理店 ・ 扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく船体保険金額につきましては、保険申込書の「船体保険金額」欄、普通保険約款 ・ 特約等にてご確認ください。

■事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、船体保険金額は被保険船舶の保険価額（注）いっぱいに設定してください。
船体保険金額が被保険船舶の保険価額に対し過小または過大である場合には、損害の額の一部しか補償されなかったり、保険料の無駄払いとなることがあります。

（注）保険価額とは、損害が発生した時の発生した場所における被保険船舶の価額（時価額）であって、再調達価額（被保険船舶と同一の構造 ・ 質、用途、規模、型および能力のものを再築 ・ 再取得するのに必要な金額をいいます。）から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
保険価額は、保険金額の設定、損害の額の算出の基準となり、船体保険金も時価額を基準にお支払いします。

●船体条項の対象の範囲

■被保険船舶（保険の対象である船舶）には、これに定着（※1）または装備（※2）されている標準機器 ・ 装備品および保険証券に明記された付属機器 ・ 装備品を含みます。
なお、燃料、食料品その他消耗品は被保険船舶に含まれません。

（※1）定着とは、ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。
（※2）装備とは、被保険船舶の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険船舶に備えつけられている状態をいいます。

■このパンフレットは、ヨット ・ モーターボート総合保険の概要をご説明したものです。詳細は、普通保険約款および特約をご覧ください。また、ご不明な点については代理店 ・ 扱者または引受保険会社までお問合わせください。

個人情報の取扱に関するご案内

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

■個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびＭＳ＆ＡＤインシュアランス　グループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で、保険契約者、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、加入者の保険金請求状況や病名を含む事故その他センシティブ情報は、以下の目的の範囲で保険契約者、保険代理店および扱者（募集人）に提供します。

①契約の安定的な運用に向けた事故発生状況の詳細な分析のため
②継続契約における加入可否および補償内容の変更の検討のため
③本保険制度の募集文書に掲載する事故事例の参考とするため
④その他、上記①～③に準じて契約の安定的な供給を維持するため

●契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（https://www.ms-ins.com）をご覧ください。

万が一事故にあわれたら

●事故が起こった場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

① ケガ人の救護（救急車は119番）
② 海上における事件 ・ 事故の海上保安庁への緊急通報（118番）
③ 損害の発生および拡大の防止
④ 盗難事故の場合、警察へ連絡（警察は110番）
⑤ 相手の確認　⑥ 目撃者の確認

三井住友海上へのご連絡は

24 時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は　いち早く
0120-258-189（無料）へ

<ご注意>

●示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万が一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

●船体事故の場合は…

修理に着手される前に必ず引受保険会社にご連絡願います。

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク
0120−632−277（無料）

チャットサポートなどの各種サービス
こちらからアクセスできます
https://www.ms-ins.com/contact/cc/

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人　日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会　そんぽADRセンター
0570 - 022 - 808〔ナビダイヤル（有料）〕
【受付時間】平日　9 ： 15〜17 ： 00

詳しくは、一般社団法人　日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

お申込み・お問合わせ先

【代理店・扱者】ヤンマーグループ保険代理店

ヤンマー保険サービス株式会社

〒530−0014　大阪市北区鶴野町1−9　梅田ゲートタワー5F
TEL : 06-6376-6275　**FAX.06-6376-0687**
（営業時間 9：00〜17：40　土・日曜、祭日及び弊社所定の休業日を除く）
【滋賀支店】TEL : 0749-65-3101　FAX : 0749-65-2400
【東京支店】TEL : 03-6262-7331　FAX : 03-6262-7332
【福岡支店】TEL : 092-303-9104　FAX : 092-476-5301

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社
関西企業営業第四部第一課

〒540−8677　大阪市中央区北浜4−3−1
TEL.06（6233）1504　FAX.06（6233）1509

承認番号：A26-200172
承認年月：2026年10月